

酒々井町住民公益活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民が行う自由で自発的な公益活動を支援することにより、住民参加による活動の促進を図り、もって地域社会の発展及び協働のまちづくりの推進に資するため、酒々井町補助金等交付規則(昭和35年酒々井町規則第3号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、酒々井町住民公益活動補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(応募団体の定義)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業を応募することができる「住民公益活動団体」(以下「公益活動団体」という。)とは、町内に在住、在勤及び在学する5人以上の者で構成され、活動拠点が町内にあり、かつ、町内において活動を行っている次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 政治上の主義を推進若しくは支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない団体
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的としない団体
- (3) 営利を目的としない団体
- (4) この要綱以外の補助金等の交付を受けていない団体
- (5) その他、公序良俗に反しないと認められる団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、町内において当該年度内に実施され、公益活動団体が自主的に企画立案し、事業計画及び収支計画が明確な事業として多くの町民が参加することができる公益性が認められる次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 防災、防犯及び交通安全の推進を図る事業
- (2) 健康、福祉及び医療の増進を図る事業
- (3) コミュニティ活動、住民活動及び情報化等の推進を図る事業
- (4) 自然保護、環境保全、環境美化及び景観形成の推進を図る事業
- (5) 子どもの健全な育成を図る事業
- (6) 人権教育及び男女共同参画等を図る事業
- (7) 学術、文化、芸術及びスポーツの振興を図る事業
- (8) 産業及び観光の振興を図る事業
- (9) その他町長が認める事業

2 前項第1号から第8号までのいずれかに該当する事業であっても、当該事業が次の各号に掲げる事業に該当するときは、補助金交付の対象としない。

- (1) 政治又は宗教活動を目的とする事業
- (2) 町外で実施する事業
- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (4) 実施団体の経費負担がない事業

(5) 町との共催事業及び同一の事業についてこの要綱以外の補助金等の交付を受けている事業

(補助金及び交付回数)

第4条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、補助金額は、次の表のとおりとする。

対象事業費	補助金額
15万円以上	対象事業費の3分の2の額。ただし、20万円を限度とする。
15万円未満	対象事業費の6分の5の額。ただし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、各団体につき同一年度内において1事業とし、その申請は、年度ごとに行い、特別な場合を除き、連続して最大3回まで申請できるものとする。

3 補助の対象となる経費は、補助対象事業に係る経費のみであって、次に掲げるものとする。

- (1) 講師又は出演者への費用（謝金、旅費及び懇親会を除いた食料費）
- (2) 消耗品、教材費、燃料費及び原材料費
- (3) パンフレット、チラシ、案内看板等の作成及び広告に係る費用
- (4) 5万円以内の備品購入費（事務備品は除く）
- (5) 事業に係る保険料
- (6) 会場借上げ料、機材レンタル代及び会場設備費
- (7) その他町長が必要と認める経費

4 次に掲げる経費は補助の対象としない。

- (1) 公益活動団体の運営費と認められる経常的な経費、保険料及び人件費
- (2) 金券及び記念品の購入に係る費用
- (3) 視察及び研修等に係る経費
- (4) 飲食に係る費用
- (5) 領収書等により、事業に係るものと確認できない経費
- (6) その他町長が社会通念上適切でないと認めた経費

(募集)

第5条 補助金の交付を受けようとする公益活動団体の募集は、毎年度期間を定め、その都度当該募集に関する事項を、酒々井町広報紙等に掲載することにより行うものとする。

(交付申請)

第6条 補助金を受けようとする公益活動団体は、酒々井町住民公益活動補助金交付申請書（別記第1号様式）を町長に提出するものとする。

(審査)

第7条 町長は、申請内容の審査にあたり、別に定める酒々井町住民公益活動補助金交付制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）に事業内容の可否について、審査を付託するものとし、その選考結果を尊重するものとする。

(交付決定)

第8条 町長は、第6条の交付申請があったときは前条の審査結果を尊重しつつ申請内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、その結果を申請者に補助金の交付決定を行うときは、酒々井町住民公益活動補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金の交付を却下したときは、酒々井町住民公益活動補助金交付却下通知書（別記第2号の2様式）により通知するものとする。

（事業の変更又は中止）

第9条 交付決定後、事業内容に大幅な変更が生じた場合又は事業を中止しようとする場合は、速やかに酒々井町住民公益活動補助金変更（中止）申請書（別記第3号様式）を町長に提出し、承認を得なければならない。

（実績報告）

第10条 補助金を受けて事業等を実施した公益活動団体は、年度内すべての事業等終了後1か月又は当該年度の末日のいずれか早く到来する日までに、酒々井町住民公益活動補助金実績報告書（別記第4号様式）を町長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を確認し、酒々井町住民公益活動補助金確定通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

（実績報告会）

第12条 町長は、当該事業終了後、住民活動実績報告会（以下「報告会」という。）を開催するものとする。

2 補助金を受けて事業等を実施した公益活動団体は、報告会にて当該事業の実績報告を行わなければならない。

（交付請求）

第13条 補助金の交付確定を受けた公益活動団体は、酒々井町住民公益活動補助金交付請求書（別記第6号様式）を町長に提出するものとする。

（概算払請求）

第14条 補助金の概算払を受けようとするときは、酒々井町住民公益活動補助金概算払請求書（別記第7号様式）を町長に提出するものとする。

（補助金の取り消し及び返還）

第15条 町長は、公益活動団体が不正の手段で補助金を受けようとしたとき又は受けたときは、交付決定を取り消し、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 6 条）

酒々井町住民公益活動補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

申請者 住 所

団体名

代表者氏名 ㊟

年度において、下記のとおり事業を実施するため、酒々井町住民公益活動補助金の交付を受けたいので、酒々井町住民公益活動補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

事 業 名 称	
事業に要する総事業費	
補助対象事業費	
補助金交付申請額	

記入者（事務担当者）氏名			
連絡先	電話番号		F A X 番号
	E-mail		

【添付書類】

- ①規約等団体の目的が分かるもの
- ②住民公益活動団体の構成員名簿
- ③別紙 1（事業実施計画書及び収支内訳書）
- ④別紙 1 - 2（初回申請時のみ）3 年間以上の長期事業計画書（年次ごとの目標、事業計画等を記載）
- ⑤その他事業の内容が分かるもの（企画書、過去の写真等）

別紙1（申請書添付資料）

（1）事業実施計画書

事業名称	
実施主体及び人数	
実施場所	
実施予定時期	年 月 日～ 年 月 日
事業の趣旨・目的	
事業の内容	
事業実施により見込まれる効果	

※事業の内容欄は、具体的な実施内容、スケジュール、対象者、定員、参加費、申込み・問合せ先、募集期間等、詳細に記入してください。

※企画書等、実施内容が分かるものがあれば、あわせて提出してください。

(2) 収支内訳書

(収入)

(単位：円)

項 目		金 額	積 算 根 拠
その他 収 入			
計			

(支出)

(単位：円)

項 目	金 額	うち 補助対象事業費	積 算 根 拠
計		(A)	

(補助金交付申請額の算出)

対象事業費	15万円以上	$(A) \times 2 / 3$ (20万円限度)	円
	15万円未満	$(A) \times 5 / 6$ (10万円限度)	円

別紙 1 - 2 (申請書添付資料) (初回申請時)

3年間以上の長期実施計画書

事業名称	
実施主体及び人数	
実施場所	
実施予定時期	
事業の趣旨・目的	
年度ごとの事業内容	<p>① 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・事業費 <p>② 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・事業費 <p>③ 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・事業費
事業実施により見込まれる効果	

第2号様式（第8条）

酒々井町住民公益活動補助金交付決定通知書

酒々井町指令第 号

年 月 日

団体名

代表者氏名

様

酒々井町長

年 月 日付けで申請のありました、年度酒々井町住民公益活動補助金については、酒々井町住民公益活動補助金交付要綱第8条の規定により、次の条件を付して交付します。

記

1 事業の名称

2 補助金交付申請額

3 補助金交付決定額

4 交付要件 酒々井町住民公益活動補助金交付要綱に従うこと。

5 実績報告

年度内すべての事業終了後1か月又は当該年度の末日のいずれか早く到来する日までに、酒々井町住民公益活動補助金実績報告書（第4号様式）を提出してください。

6 補助金交付請求

事業実績報告書の内容を確認後、補助金額の交付確定書を送付しますので、その後補助金交付請求書を提出してください。

第2号の2様式（第8条）

酒々井町住民公益活動補助金交付却下通知書

年 月 日

団体名
代表者氏名 様

酒々井町長

年 月 日付けで申請のありました、 年度酒々井町住民公益活動補助金については、酒々井町住民公益活動補助金交付要綱第8条の規定による審査の結果、補助金の対象とならなかったので通知します。

1 事業の名称

2 却下の理由

第3号様式（第9条）

酒々井町住民公益活動補助金変更（中止）申請書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

申請者 住 所
団体名
代表者氏名 ⑩

年 月 日付け酒々井町指令第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、酒々井町住民公益活動補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 事業の名称

- 2 補助金交付決定額

- 3 変更（中止）の理由

- 4 変更する事業計画の内容

【添付書類】

- ①別紙2 事業実施計画書（変更後）及び収支内訳書（変更後）
- ②変更後の長期事業計画書（様式1-2）
- ③その他変更後の事業の内容が分かるもの（企画書等）

別紙 2 (変更申請書添付資料)

(1) 事業実施計画書 (変更後)

事業の名称	
実施主体及び人数	
実施場所	
実施予定時期	年 月 日～ 年 月 日
事業の趣旨・目的	
事業の内容	
実施により見込まれる効果	

※事業ごとに、変更がある箇所のみ記入してください。

※変更後の企画書等、実施内容が分かるものがあれば、あわせて提出してください。

(2) 収支内訳書 (変更後)

(収入)

(単位：円)

項 目		金 額	積 算 根 拠
その他 収 入			
計			

(支出)

(単位：円)

項 目	金 額	うち 補助対象事業費	積 算 根 拠
計		(A)	

(補助金変更交付申請額の算出)

対象事業費	15万円以上	$(A) \times 2 / 3$ (20万円限度)	円
	15万円未満	$(A) \times 5 / 6$ (10万円限度)	円

第4号様式(第10条)

酒々井町住民公益活動補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 酒々井町長

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

印

年 月 日付け酒々井町指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業
を下記のとおり実施したので、酒々井町住民公益活動補助金交付要綱第10条の規定に
より、その実績を下記のとおり報告いたします。

記

事業の名称	
事業に要した総事業費	
補助金交付決定額	
事業の完了年月日	

(参考)

記入者(事務担当者)氏名			
連絡先	電話番号		FAX番号
	E-mail		

【添付書類】

- ①事業にかかった経費の全ての領収書(団体名及び内訳が明記されたもの)の写し
- ②別紙3(事業実績概要書及び収支内訳書)
- ③事業の実施内容が分かるもの(写真、プログラム等)

別紙 3 (実績報告書添付資料)

(1) 事業実績概要書

事業名	
実施主体及び人数	
実施場所	
開催日	年 月 日～ 年 月 日
事業の趣旨・目的	
事業の実施状況	
事業実施により得られた成果及び効果	

※事業ごとに記入してください。

※事業の実施状況欄は、具体的な実施内容、参加者数、参加者の感想等詳細に記入してください。

※プログラム、写真等実施内容・実施状況が分かるものをあわせて提出してください。

別紙3（実績報告書添付資料）

（2）収支内訳書

（収入）

（単位：円）

項 目		金 額	積 算 根 拠
その他 収 入			
計			

（支出）

（単位：円）

項 目	金 額	うち 補助対象事業費	積 算 根 拠
計		(A)	

（補助金交付申請額の算出）

対象事業費	15万円以上	$(A) \times 2 / 3$ (20万円限度)	円
	15万円未満	$(A) \times 5 / 6$ (10万円限度)	円

※事業ごとに記入してください。

第5号様式（第11条）

酒々井町住民公益活動補助金確定通知書

酒々井町達第 号
年 月 日

団体名
代表者氏名 様

酒々井町長

年 月 日付け酒々井町指令第 号で決定した、 年度酒々井町住民公益活動補助金について、酒々井町住民公益活動補助金交付要綱第11条の規定により、交付額を下記のとおり確定します。

記

金 円

第6号様式（第13条）

酒々井町住民公益活動補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

申請者 住 所
団体名
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け酒々井町達第 号で補助金交付額の確定した、
年度酒々井町住民公益活動補助金を下記のとおり請求いたします。

記

1 事業の名称

2 補助金交付確定額

3 補助金請求金額

4 振込み先

金融機関名	
本・支店名	
口座番号	（普通・当座）
ふりがな	
口座名義	

第7号様式（第14条）

酒々井町住民公益活動補助金概算払請求書

年 月 日

（あて先）酒々井町長

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

㊞

年 月 日付け酒々井町指令第 号で交付決定のあった酒々井町住民公益活動補助金を、酒々井町住民公益活動補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり概算払にて請求いたします。

記

金

円

概算払理由

【振込み先】

金融機関名	
本・支店名	
口座番号	（普通・当座）
ふりがな	
口座名義	